

(別紙)

審判の「登録休止」について

- 「登録休止」とは、
 - ①「登録休止」を申請できる審判は、「長期に海外の勤務をする為に、日本での審判活動ができない者」や「長期に病気治療などの為に審判活動ができない者」である。
 - ②「登録休止」とは、審判としての次年度の「登録を休止」することである。

- 「登録休止」をすると、
 - ①「登録休止」の申請がF Aによって認められた審判は、次年度の登録をする為の「講習の受講」及び「更新の手続き」を免除される。
 - ②「登録休止」の申請がF Aによって認められた審判は、年度が変わる時に審判の「登録が休止」となる。
(例：2015年度の「登録審判」で2016年度の「登録を休止」する者の登録は、2016年3月31日まで審判として登録され、2016年4月1日より審判の登録が「休止」となる)

- 「登録休止からの復活」をするには、
 - ①審判の登録を「休止」している審判が「登録休止からの復活」をするには、認定F Aの「審査」を受けなければならない。
 - ②「審査」によって「登録休止からの復活」を認められた審判の登録は、認定F Aが「登録」を認めた日から復活となる。

- 1年度内で一時的に審判の活動ができない場合（海外出張や風邪などによる体調不良）は、審判の「登録休止」にはあらず、「活動の一時的休止」にあたるので所属F Aに連絡するのみとする。